

○名寄地区衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例

（昭和59年12月10日条例第1号）

改正 平成11年3月4日条例第4号 平成18年3月27日条例第1号
令和5年3月3日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（他の条例の準用規定）

第2条 この条例の施行に関し、必要な事項については名寄市職員の定年等に関する条例（平成18年条例第37号）の例による。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則（昭和59年12月10日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（平成11年3月4日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（令和5年3月3日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

